

全国市長会関東支部提出議案 (栃木県市長会)

第92回全国市長会議提出議案

(第111回全国市長会関東支部総会提出議案)

目 次

I. 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について	1
1. 福島第一原子力発電所事故への対応等について	1
2. 防災・減災対策等の充実強化について	1
3. 発災時の支援対策について	1
4. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について	2
5. ハザードマップ等のデジタル化について	2
II. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について	3
1. 国・地方税法等の改正について	3
2. 地方交付税について	3
3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	3
4. 国庫補助負担金について	3
5. 地方創生について	4
6. 公共施設の再利用について	4
7. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について	4
8. 選挙制度の見直しについて	4
9. 地方消費者行政強化交付金について	4
10. 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）環境整備向上について	4
11. 行政のデジタル化の推進について	5
12. 自治体テレワークの推進について	5
13. 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について	5
III. 教育文化行政と福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について .	6
1. 学校教育施策の充実について	6
2. 公立学校施設等の整備について	7
3. GIGAスクール構想の実現について	7
4. 育児短時間勤務への対応について	7
5. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について	7
6. 介護保険制度について	7
7. 子育て支援策の充実について	8
8. 障害者福祉施策について	9
9. 生活保護、生活困窮者等対策について	9
10. 国民年金について	10
11. 民生委員の待遇改善について	10

1 2.	国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について	10
1 3.	地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	11
1 4.	救急医療等について	12
1 5.	各種予防接種対策等について	12
1 6.	特定健康診査の充実について	12
IV.	都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	13
1.	廃棄物処理対策について	13
2.	地球温暖化対策の推進について	13
3.	産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について	13
4.	上・下水道等の整備促進等について	13
5.	道路・街路の整備促進について	14
6.	河川等の治水事業等の推進について	14
7.	令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について	14
8.	まちづくり事業等の推進について	14
9.	鳥獣の駆除・防除対策について	14
1 0.	場外車券売場等の設置について	15
1 1.	農政施策について	15
1 2.	社会資本整備総合交付金制度について	15
1 3.	公共施設や公有財産の維持管理について	16
1 4.	生活環境等の保全について	16
1 5.	地方創生交付金事業の推進について	16
V.	新型コロナウイルス感染症対策について	17
1.	感染症予防に関する物資について	17
2.	医療・検査体制等について	17
3.	ワクチン接種について	17
4.	雇用について	18
5.	地域経済について	18
6.	修学旅行等の日程変更や中止について	18
7.	財政支援について	18
8.	福祉分野における支援制度について	18
9.	交通事業者への支援について	18

I. 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について

1. 福島第一原子力発電所事故への対応等について

放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を行うこと。

(鹿沼市)

2. 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和を図るとともに、制度の恒久化を図ること。

(大田原市)

- (3) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化の実施にあたり、市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (4) 令和元年東日本台風(台風第19号)による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。

(那須烏山市)

3. 発災時の支援対策について

- (1) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

- (2) り災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、り災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

- (3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

- (4) また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(栃木市)

4. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について

激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算を拡充すること。

(下野市)

5. ハザードマップ等のデジタル化について

生活に密接な防災分野のデジタル化を更に推進し、災害リスク情報等(洪水浸水想定、土砂災害、津波、火山の警戒区域、避難所情報)の一元化やデータ連携を促進するとともに、災害発生時には、AI解析等を活用して、水位情報や道路通行止め情報、避難所の空き状況など、住民のニーズに応じた情報をワンストップ化するなど、平時・非常時における国の防災情報サイトの機能拡充を図ること。

(足利市)

Ⅱ. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について

- (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。

(栃木市)

- (2) 森林環境譲与税については、使途を森林整備を担当する職員の人件費や都市部における緑地保全、地球温暖化対策等に資する取組にまで拡大すること。

(鹿沼市)

2. 地方交付税について

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

(宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市)

- (2) 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行に頼る現行制度を見直し、国において、交付税原資の不足に対して地方交付税の法定率を引き上げるなどの必要な加算措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

- (3) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充すること。

(大田原市)

3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

- (1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、令和3年度から交付期間を10年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正に評価し、交付単価を令和2年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

(日光市)

- (2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

(日光市)

4. 国庫補助負担金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認される

ように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)(令和2年12月)」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

5. 地方創生について

- (1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、地方創生推進交付金については、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とすること。

また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(事務局、矢板市)

- (2) 地方創生実現のためには、地域の活性化につながる施設整備を行うことが必要であるから、地方創生拠点整備交付金については、長期的な支援を行うこと。

(矢板市)

6. 公共施設の再利用について

地方分権の流れの中で閉鎖される国の施設を、地元の区市町村が無償で再利用できるよう柔軟な対応をすること。

(栃木市)

7. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について

地上デジタル放送への移行時に地元住民により設置された共聴施設の維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の改修や移転、光ファイバケーブル化に係る費用については、地理的難視地域の多くは高齢化率が高く、資機材等の高騰もあり、地域において、大規模改修に係る費用を負担することは、極めて困難な状況である。国の責任において、地域によってテレビ受信に係る負担の格差がないよう、財政支援を講じること。

(大田原市、那須塩原市)

8. 選挙制度の見直しについて

市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されていることは、選挙執行時における投開票事務の非効率化を招くばかりでなく、合併後の自治体の一体感を阻害する大きな要因ともなっていることから、一市一選挙区への見直しを行うこと。

(栃木市)

9. 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に人件費等の財政支援の拡充を図り事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能な制度とすること。

(矢板市)

10. 総合行政ネットワーク回線(LGWAN)環境整備向上について

国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受けて、今後、高度なセキュリティを持つLGWAN回線網を活用し、クラウド化を図る地方自治体が増えていくものと想定されるこ

とから、全ての地方自治体がL G W A N回線の帯域拡大が可能となるような帯域の確保と、利用しやすい低廉な価格設定を要望する。

(宇都宮市)

1 1. 行政のデジタル化の推進について

地方自治体の情報システムの標準化については、自治体の人的・財政的負担が生じることがないように、万全の措置を講じること。また、その情報システムの標準化に係る経費について、導入時に多額の費用を要するため、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、自治体の意見を聞きながら適切に調整するとともに、システム移行については準備に時間を要するため、スケジュールを含めた早期の情報提供を行い、市区町村ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。併せて、システムの仕様については、大都市を含めたすべての市区町村が対応可能なものとする。

(矢板市)

1 2. 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。

(大田原市)

1 3. 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について

- (1) 権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

その際は、大都市圏特有の行政需要にも十分留意すること。

(栃木市)

- (2) 地域主権改革における地方への権限の移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

(矢板市)

- (3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから中心市の要件を3万人程度に緩和すること。

(矢板市)

Ⅲ. 教育文化行政と福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、スクールサポートスタッフの全校配置を継続するとともに、少人数指導、専科指導、T T (チームティーチング) 指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに所要の財源措置を講じること。

(宇都宮市)

- (3) 少人数学級 (35 人学級) の推進に伴う教職員配置の充実、特別支援教育における専任教員及び公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。また、これらに対応する施設等の整備について、十分な財政措置を講じること。小学校の少人数学級の導入については、計画を前倒しで実施するとともに、中学校の少人数学級についても拡充を進めること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (4) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (5) 令和 2 年度からの新しい学習指導要領で導入された小学校の外国語活動及び外国語科について、ALT や専科教員の配置等、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。

また、中学校においても同要領にて外国語教育の更なる充実が示されており、ALT 等の配置について、小学校同様に制度化すること。

(下野市)

- (6) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

(栃木市、小山市、下野市)

- (7) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書及び教師用指導書等の購入経費について財政措置を講じること。

(栃木市)

2. 公立学校施設等の整備について

新增築・改築・改修事業を計画的に推進できるよう、学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の対象拡大、補助率の引上げ、地域の実情に即した単価への見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

特に、公立学校施設用地の買収における補助要件及び対象の拡充や老朽化対策、トイレ改修及び空調設置等の大規模改修事業や学校給食施設整備事業等について、多くの市区町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財源を確保し、支援の充実に努めること。

(さくら市)

3. G I G Aスクール構想の実現について

- (1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内LANとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に対し支援すること。
- (2) G I G Aスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアや統合型校務支援システム等に係る費用についても、地域の実情に即して、後年度負担も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 学級数の変動に伴い校内通信ネットワークの追加整備が毎年度発生することから、追加の整備費用についても補助対象とすること。
- (4) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。
- (5) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、地方創生臨時交付金の増額なども含め、十分な財政措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、矢板市、下野市)

4. 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

5. 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。

(矢板市)

6. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。さらに、介護報酬について、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、サービスの実態に即した適切な金額に設定するとともに、介護報酬区分については、地域の実情を踏まえた上で広域的に見直しを図ること。

(栃木市、佐野市)

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)に要する費用の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(栃木市)

- (3) 地域包括ケアシステムがより機能的なシステムとなるように、ボランティアの育成、買い物支援など新たなサービスづくりや地域住民への普及啓発などを包括的に実施できる助成制度を新設すること。

(栃木市)

7. 子育て支援策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、0歳児から18歳までの医療費を国の負担によって無料化かつ現物支給するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担を明確にすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 保育士確保の地域格差(都市部と地方の自治体間の財政力による保育士処遇の格差)をなくし、保育士を安定的に確保するため、国において処遇等の統一的な制度を創設すること。また、公定価格の地域区分について、同じ生活圏域において隣接自治体との地域区分に格差が生じている現状から、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきたすため、自治体より広い生活圏域において同一の地域区分にするなど早急に見直すとともに、隣接地域との地域区分差に配慮し、地域の実情に合わせ弾力的に運用すること。

(足利市)

- (3) 子ども・子育て支援新制度により設けられた、保育標準時間と保育短時間の一元化を図ること。
(鹿沼市)

- (4) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (5) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(足利市)

- (6) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、学校給食費の無料化に取り組むこと。

(栃木市、大田原市)

(7) 障がい児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。

(栃木市)

(8) 子育て短期支援事業については、市町村が児童を保育士等に直接委任することにより介護施設等で実施が可能となったが、新たに保育士等の設置が必要になる場合もあるため、子ども・子育て支援交付金制度において人件費等運営費の国庫補助制度を新設すること。

(栃木市)

(9) 認可外保育施設における安全・安心な保育環境等の維持・向上を図るため、児童福祉法第59条に基づく施設への立入調査等を実施するに当たり、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、裁判所が発する令状等に基づく強制的な立入調査権限の付与や警察機関の協力義務規定の追加、正当な理由なく施設への立入調査等を拒否した場合等における保育料無償化対象施設からの除外規定の追加など、法制度を見直すこと。

(宇都宮市)

8. 障害者福祉施策について

(1) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の100分の50以内で補助することができることとされているが、実際の補助額は100分の50を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないように、100分の50を補助できる財源を確保すること。

(足利市、大田原市)

(2) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員10人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員30人未満の給付費単価を新たに設定すること。

(矢板市)

9. 生活保護、生活困窮者等対策について

(1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。

(矢板市、那須塩原市)

(2) 全国的に高齢世帯の生活保護受給世帯数が急増している状況を踏まえ、年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しを始め、ケースワーク業務の委託化や事務の負担軽減、簡素化を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(矢板市、那須塩原市)

- (3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。

(足利市)

- (4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と考慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。

(さくら市)

10. 国民年金について

国民年金事務に関し、被保険者の届出等の簡素化を図るため、適用関係事務については、2号被保険者の資格の喪失により、市区町村における1号被保険者に関する資格取得並びに当該被保険者の被扶養配偶者の3号被保険者から1号被保険者への種別変更届を省略し、職権適用すること。年金給付関係事務については、障害基礎年金等の年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

(矢板市)

11. 民生委員の待遇改善について

民生委員の待遇については、民生委員法第十条において、給与を支給しないこととなっているが、新たな報酬制度の創設といった、民生委員の待遇改善策を講じること。

(日光市)

12. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、1人当たりの医療費の増加が続く一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的課題を抱えている。また、近年の高額医薬品の使用等に伴う医療費の急増が国保運営において新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等により、非常に厳しい保険料徴収の環境下に置かれるなど、都市特有の課題に直面している。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 国民健康保険制度改正により導入された国保事業費納付金について、必要事項の決定・情報提供を迅速に行うこと。

(小山市)

- (3) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、こども医療費助成制度など各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

- (4) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和4年度から施行されたところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減割合も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、対象範囲及び軽減割合の拡充について引き続き検討すること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

- (5) 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国において必要な財政支援を講じること。

(事務局)

- (6) 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)の施行により可能となった「高額療養費申請の簡素化」について、より多くの保険者が等しく取り組めるよう、国保総合システムを開発・運用している国民健康保険中央会に対し、簡素化に対応したシステムを早急に構築するように働きかけること。

(小山市)

1.3. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。このため、産科医・小児科医・看護師等の医療従事者の労働条件の改善を図ること。また、再就業等の支援を行い、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市、矢板市)

- (3) 周産期医療や小児医療・小児初期救急診療の充実を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (4) 地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

(栃木市)

- (5) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市)

(6) 産科、小児科などの特定診療科の診療報酬を更に引き上げるなど、医師を特定診療科へ誘導する措置を講じること。

(栃木市)

(7) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市)

1 4. 救急医療等について

二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市)

1 5. 各種予防接種対策等について

市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。

(足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須烏山市、下野市)

1 6. 特定健康診査の充実について

歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

(日光市、那須塩原市)

2. 地球温暖化対策の推進について

水素社会実現のため、燃料電池自動車等の機器導入や水素ステーションなどの施設整備に関し、規制改革を図るとともに、補助制度等により市区町村への支援を充実すること。また、地域公共交通において環境に配慮した車両（グリーンスローモビリティ、燃料電池車等）による運行実証実験や本格運行を行う場合の上乗せの支援制度を創設・拡充を図ること。

(さくら市)

3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

4. 上・下水道等の整備促進等について

(1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、生活基盤施設耐震化等交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

(さくら市、那須烏山市)

(2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

(3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

(佐野市、日光市)

(4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

5. 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 公共事業の円滑な推進を図るため、租税特別措置法第70条の6の規定に基づき相続税の納税猶予を受けている農地について、公共団体が道路整備事業等の公共事業用地として買収する場合の起業用地に係る相続税の免除措置を講じること。

(大田原市)

- (3) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靱化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

(那須烏山市)

6. 河川等の治水事業等の推進について

「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策の推進に向けた財政措置を講じること。

(小山市)

7. 令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について

浸水被害が発生した河川における河道掘削、河川整備、雨水ポンプ場、調整池などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進すること。

(栃木市、小山市)

8. まちづくり事業等の推進について

- (1) 定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進するため、空き家バンクなどを利用した空き家の有効活用や流通促進、解体を含めた適正管理について財政支援を講じること。

(真岡市)

- (2) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

(日光市)

9. 鳥獣の駆除・防除対策について

有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金について、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。また、捕獲実施者の写真撮影などの事務を簡素化すること。

また、野生イノシシに対する経口ワクチン散布補助を自治体の要求どおり確保することなど、国内で発生しているCSF対策の強化を図ること。

(鹿沼市)

10. 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

(矢板市)

11. 農政施策について

(1) 農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進について

ア 農業構造改革の加速化や農村生活環境の改善に資する農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進すること。

イ 農地利用集積や経営規模拡大等を通じて担い手の育成に大きく貢献するとともに、耕作放棄地の発生防止に効果的な圃場整備事業を推進すること。

ウ 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダムの取組み推進等による国土強靱化を推進すること。

エ 農業水利施設の保全管理を図る土地改良施設維持管理事業を推進すること。

オ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度(多面的機能支払)を推進すること。

(小山市、大田原市)

(2) 人・農地プランに位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行出来るよう予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。

(鹿沼市)

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正により、機構集積協力金交付事業の経営転換協力金及び農地整備・集約協力金については大幅な見直し(縮小・廃止)が予定されていることから、地域の実情に応じた農地中間管理事業を推進し、新制度を創設すること。

(さくら市)

(4) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和4年度農林水産予算概要決定等において「現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針」が示されたが、地域農業の維持発展と農業者支援のため、農業者の声や営農実態の把握・課題検証に努め、当該農地が交付対象となる制度を継続すること。

また、農政施策については、生産者が安心・安定した農業を営めるよう、現在の政策方針に矛盾することの無い一貫した制度設計をすること。

(鹿沼市、那須烏山市)

12. 社会資本整備総合交付金制度について

(1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

(2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。ついては、

事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

- (3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件2ha以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とすること。

(足利市、栃木市)

- (4) 宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業における対策工事については、相当数の宅地や公共施設等への被害を未然に防ぐため、確実かつ緊急的に実施する必要があるが、多額の費用を要することから、確実に予算を確保し、対策工事を迅速に実施できるよう、補助対象事業費の上限を引き上げること。

(宇都宮市)

1.3. 公共施設や公有財産の維持管理について

- (1) 施設や設備の老朽化が著しい公設市場に対し、施設の修繕に対する補助制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (2) 市町村合併等による公共施設の統廃合等の再編を積極的に支援すること。公共施設の再編が円滑に進むよう、財政措置の期間延長、マニュアルの整備や助言など必要な支援を行うこと。

また、対象外の施設を設けず、全ての公共施設を対象とすること。

(栃木市)

1.4. 生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

1.5. 地方創生交付金事業の推進について

地方創生交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

V. 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 感染症予防に関する物資について

- (1) マスク、アルコール消毒液など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、次のとおり各方面の手立てを行うこと。

ア 医療機関の現場ニーズ（医療用マスク、防護服、検査キット等）に適切に応えられるように速やかに必要数を確保し地方自治体に供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。

イ 学校等における、児童生徒や教職員、また介助員及び医療的ケア学校看護師並びに教育相談事業等職員に対してマスク、消毒液及び非接触型体温計を供給するとともに、放課後児童クラブについても必要な物資の供給に万全を期すこと。

ウ 地方公共団体の業務において、職員が感染することにより市民に感染を拡大させてしまう恐れが高いことから、感染症対策物資が確保できるよう、保育所や介護施設等と同様の支援体制を構築すること。

- (2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、また、来年度以降において、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

(足利市)

2. 医療・検査体制等について

- (1) 季節性インフルエンザの流行抑制に資するため、インフルエンザのワクチン接種が広く求められることから、インフルエンザ予防接種を受ける者が増加してもワクチンの安定供給が図られるよう、ワクチンの増産を行うなどワクチンの供給確保を図ること。

(宇都宮市)

- (2) 受診抑制による外来患者数の減少、手術の延期等によって病院経営が悪化していることから、地域住民の命と健康を守るため、公立・民間すべての医療機関に対し、必要となる各種支援策を継続して実施するとともに、減収分の補填など必要な財政措置及び経営支援を直ちに講じること。

また、感染症患者受け入れ病院の空床補償については、院内感染対策にきめ細やかな対応ができるよう、対象範囲を拡大すること。

さらに、医療機関の経営を持続可能とするため、地方の意見にも配慮した診療報酬制度の見直しや、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

(栃木市)

- (3) 保健所や医療機関の危機的逼迫状況を回避するとともに、経済活動への影響を少なくするため、オミクロン株などの新たな変異株の特性に応じて、感染症法の分類を見直すなど、専門的・科学的な知見に基づいた法律の改正を行うこと。

(真岡市)

3. ワクチン接種について

- (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について、国が主体的役割を担い、都道府県が広域的観点から医療従事者確保等の必要な調整を行えるよう支援し、市区町村が実施主体として、円滑かつ継続的に実施できるよう接種体制を整備すること。

- (2) 円滑なワクチン接種が行えるよう、医療従事者の確保支援、ワクチン供給スケジュール等の迅速な情報提供をするとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民に対して周知するとともに、市区町村にも適切に説明すること。
- (3) ワクチン接種に必要な経費については、業務委託料の不足等、補助限度額を超えることが予想されることから、実施自治体に財政負担が生じないように、準備経費等を含めたすべての経費を全額国庫負担とし、適切な財源を確保すること。

(足利市)

4. 雇用について

企業に対し、学生への採用内定の取消しや非正規労働者等の雇止めがないよう要請するとともに、国における相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

また、リストラされた労働者や採用内定の取り消しをされた新卒者等を雇用した企業や地方自治体等に対し、助成金を支給する等の支援を行うとともに市区町村が実施する就労支援事業への財政支援を行うこと。

(矢板市)

5. 地域経済について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい経営状況にある事業者に対する継続的な給付は必要不可欠であるため、「事業復活支援金」終了後の次期支援策について早期に検討するとともに、給付要件である「基準期間の売上高減少率」を更に緩和すること。

(大田原市)

6. 修学旅行等の日程変更や中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等が日程変更又は中止を余儀なくされ、キャンセル料が発生した場合、その費用については、十分な財政措置を講じること。

(足利市)

7. 財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策として、地方自治体が行う感染予防対策やまん延防止対策、経済対策について、財政力指数に関わらず、十分な財政措置を講じること。

(足利市)

8. 福祉分野における支援制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険サービス事業所の利用者が減少等したことによる減収分については、利用者負担を求める介護報酬算定ではなく、全額公費による負担とすること。

(栃木市)

9. 交通事業者への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見出せない中、公共交通の輸送人員や輸送収入は以前のレベルまで回復するにはほど遠く、交通事業者の収益減は長期化すると思われることから、地域鉄道や路線バスの維持・確保など、引き続き、交通事業者に対して必要な支援を行うこと。

(真岡市)

- (2) 路線バス事業者への支援について、これまで黒字で運行していたバス路線も新型コロナウイルス感染症の影響により赤字となっていることから、事前に選定された補助対象系統以外に赤字とな

ったバス路線についても補助対象となるよう措置するとともに、大幅に増加している地方自治体の負担部分への財政支援をすること。

(宇都宮市)